

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 セイワ コウギョウ カブシキ カイシャ 晴和工業 株式会社
 住所 〒631-0013 奈良市中山町西2丁目950-96
フリガナ 代表者氏名 ダイエョウトリシマリヤク ニシカワ セイジ 代表取締役 西川 清司
 電話番号 0742-77-7767
 FAX番号 0742-77-7500
 メールアドレス s.nishikawa@seiwakogyo-co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **晴和工業 株式会社**
住 所 〒631-0013
奈良市中山町西2丁目950-96
代表者氏名 **西川 清司**



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ニシカワ セイジ 西川 清司	
取締役 ニシカワ レイナ 西川 礼奈	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	晴和工業 株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 〒631-0013 住所 奈良市中山町西2丁目950-96 電話番号 0742-77-7767 FAX番号 0742-77-7500 メールアドレス s.nishikawa28@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
西川 清司	第234173号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150m用)	1	
	塩ビカッター	VC40	1	
		VC20	1	
	ロータリバンドソー	CB18F	1	
	電子セパソー	CR12V	1	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2~11/2インチ	1	
	やすり	300平型判丸型	1	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ		1	
	パイプレンチ	ガスボンベ式	1	
	スパナ	13m~100m	1	
	電気ヒーター		1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	1	
	電動式テスト	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 晴和工業 株式会社
住 所 〒631-0013 奈良市中山町西2丁目950-06
代表者氏名 西川 清司



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良市中山町西二丁目950番地の96
晴和工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-021241		
商号	晴和工業株式会社		
本店	奈良市中山町1177番地の30		
	奈良市中山町西二丁目950番地の96	令和 3年 1月 4日移転	
		令和 3年 1月12日登記	
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	平成29年1月23日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>土木・建築工事の設計、施工及び請負</u> 2. <u>給排水衛生設備工事業</u> 3. <u>建物の設備工事及び内装工事の設計、施工及び請負</u> 4. <u>建築物のリフォーム工事業</u> 5. <u>建築物の設計及び工事監理業務</u> 6. <u>不動産の売買、管理、賃貸及び仲介</u> 7. <u>産業廃棄物収集運搬業</u> 8. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u> 		
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木・建築工事の設計、施工及び請負 2. 給排水衛生設備工事業 3. 建物の設備工事及び内装工事の設計、施工及び請負 4. 建築物のリフォーム工事業 5. 建築物の設計及び工事監理業務 6. 不動産の売買、管理、賃貸及び仲介 7. 産業廃棄物収集運搬業 8. 労働者派遣事業 9. 前各号に附帯関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成31年 3月31日変更 平成31年 4月 4日登記</p>		
発行可能株式総数	1000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株		
資本金の額	金500万円		

奈良市中山町西二丁目950番地の96
晴和工業株式会社

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	西川清司
	取締役	西川礼奈
	取締役	大園譲二
		令和3年5月10日辞任 令和3年5月13日登記
登記記録に関する事項	奈良市中山町1177番地の30 代表取締役	西川清司
	奈良市中山町西二丁目950番地の96 代表取締役	西川清司
		令和3年1月4日住所移転 令和3年1月12日登記
登記記録に関する事項	設立	平成29年1月23日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年8月10日

奈良地方法務局
登記官

南英樹



認 証 定 款

同一の情報の提供

奈良県大和高田市大字大中98番地
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高 田 公 証 役 場

公証人 内 海 洋 治

電話・大和高田(0745) 22-7166

定 款

晴和工業株式会社

晴和工業株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、晴和工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木・建築工事の設計、施工及び請負
2. 給排水衛生設備工事業
3. 建物の設備工事及び内装工事の設計、施工及び請負
4. 建築物のリフォーム工事業
5. 建築物の設計及び工事監理業務
6. 不動産の売買、管理、賃貸及び仲介
7. 産業廃棄物収集運搬業
8. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 7 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公

告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日前3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3

分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 19 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 21 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(員数)

第 22 条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 23 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社長及び代表取締役)

第 25 条 取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、株主総会によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第 26 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第 30 条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 5 0 0 万円とする。

(発起人の氏名及び住所)

第 31 条 当社の発起人の氏名及び住所は、次のとおりである。

奈良市中山町 1 1 7 7 番地の 3 0

西 川 清 司

(最初の事業年度)

第 32 条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成 2 9 年 7 月 3 1 日までとする。

(定款に定めのない事項)

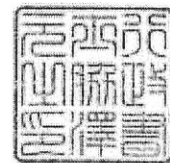
第 33 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、晴和工業株式会社設立のため、発起人西川清司の定款作成代理人である行政書士脇澤元は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 3 日

発起人 西 川 清 司

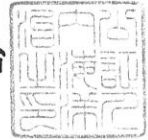
上記発起人の定款作成代理人 行政書士 脇澤 元



同一の情報の提供

提供の日付： 2017年1月12日

公証人： 14020004 内海洋治



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

請求対象の登簿管理番号： 17-1402000402000944

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2017年1月12日

請求対象の処理公証人： 14020004 内海洋治

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。



、 現行のものと相違ありません

晴和工業(株)

西川 清司



8/10

第二三四一七三号

給水装置専任技術者免状

本籍 奈良県

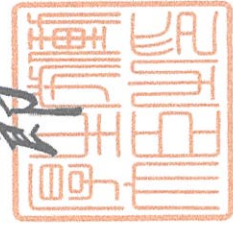
氏名 西川 清司

昭和五十六年八月二十八日生

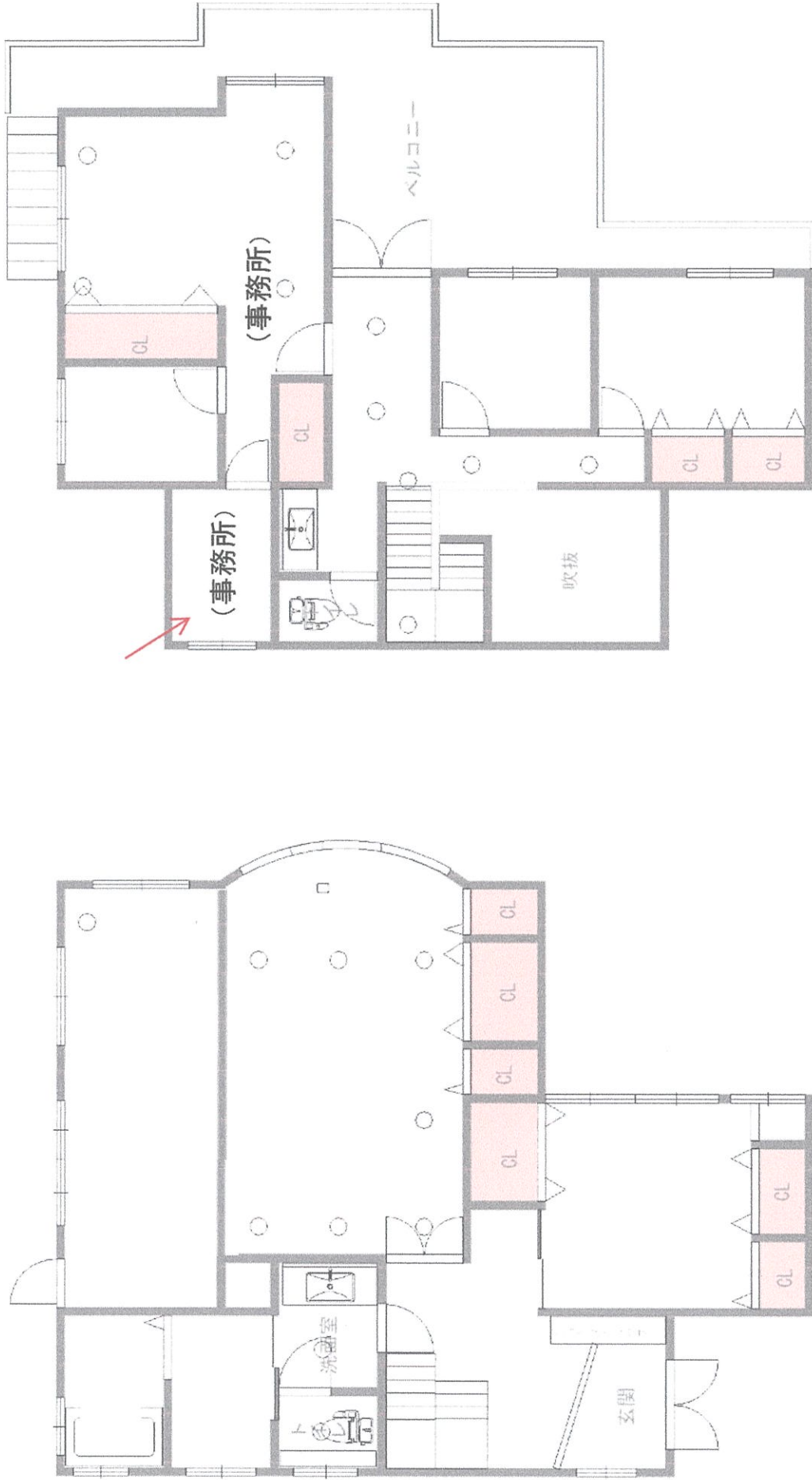
水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置専任
技術者免状を交付する。

平成十八年二月十七日

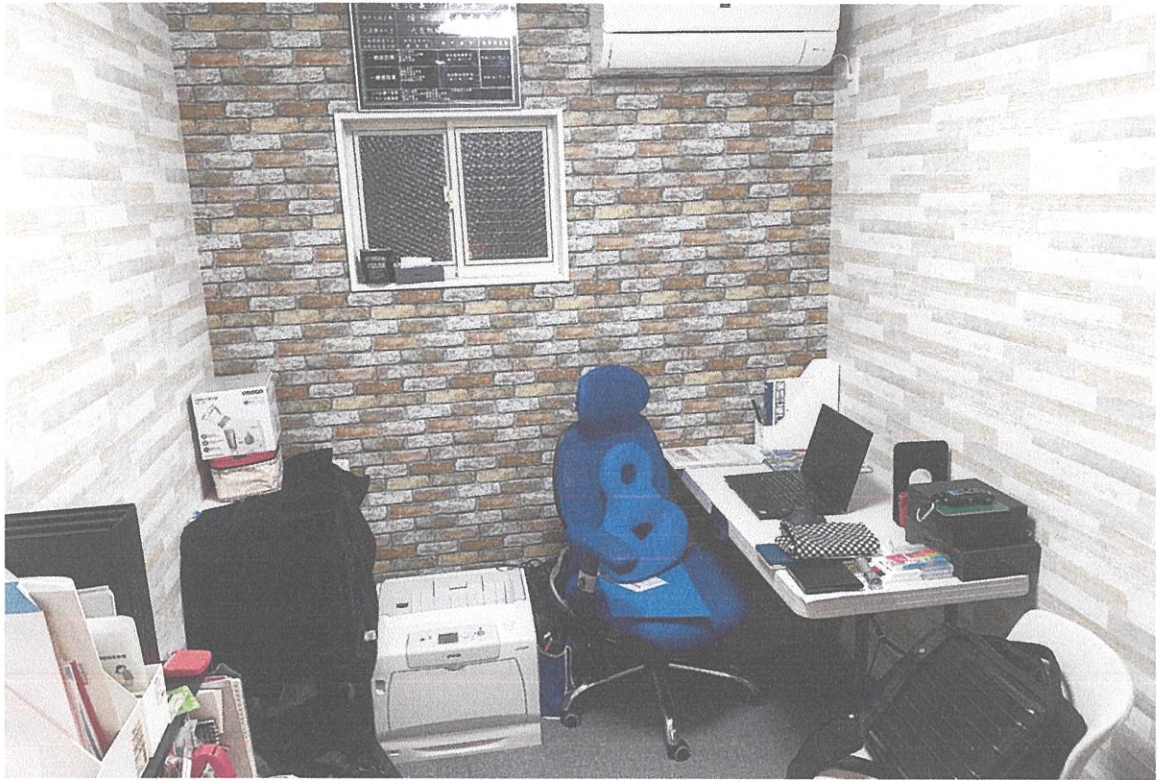
厚生労働大臣 川崎 二郎



(晴和工業株式会社)
奈良県奈良市中山町西2丁目950-96







建設業の許可票			
商号又は名称	晴和工業株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 西川 清司		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	土木工事業 とび・土工事業 解体工事業	奈良県知事許可 (般-29) 第17174号	平成29年7月28日
一般建設業	石工事業 銅構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	奈良県知事許可 (般-1) 第17174号	令和2年1月24日
この店舗で営業 している建設業	土木工事業 とび・土工事業 管工事業 解体工事業	石工事業 銅構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業	水道施設工事業

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 セイワ コウギョウ カブシキ カイシャ
 晴和工業 株式会社
 住所 〒631-0013 奈良市中山町西2丁目950-96
 フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ニシカワ セイジ
 代表取締役 西川 清司
 電話番号 0742-77-7767
 FAX番号 0742-77-7500
 メールアドレス s.nishikawa@seiwakogyo-co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 晴和工業 株式会社
住 所 〒631-0013
奈良市中山町西2丁目950-96
代表者氏名 西川 清司



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	晴和工業 株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
西川 清司	第234173号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二三四一七三号

給水装置専事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 西川 清司

昭和五十六年八月二十八日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置専事主任
技術者免状を交付する。

平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川崎 二郎

